

発議第9号

住宅を活用した宿泊サービスの提供に関する新法制定についての意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年10月12日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	山梨 涉	石井孝治	鈴木直明	平島政二	畑田 響
福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	大石直樹	井上智仁
池邨善満	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	山本彰彦	馬居喜代子	風間重樹	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	岩崎良浩	白鳥 実	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

住宅を活用した宿泊サービスの提供に関する新法制定についての意見書

6月2日に閣議決定された規制改革実施計画において、住宅を活用した宿泊サービスの提供（以下「民泊」という。）を既存の旅館業法とは別の法制度（以下「新法」という。）として整備することが明記された。

既存宿泊事業者は、旅館業法に基づき公衆衛生や善良な風俗の保持に加えて、テロ対策への一環として宿泊者名簿の保管並びに外国人宿泊客のパスポートの提示など、さらには建築基準法、消防法、食品衛生法などの関連法による規制のもとで、宿泊客及び利用者の安心・安全の確保に努めているところである。

しかし、新法に基づく民泊施設は、旅館業法以外の「適切な規制」及び一般住宅並みの法規制のもとでの宿泊業務の営業が想定されており、運用によっては宿泊客の安心・安全に重大な障害をもたらし、騒音やごみの投棄などをめぐり地域住民の住環境を損なう事態も予想されるほか、テロや違法薬物の使用等の重大な犯罪の発生、感染症の蔓延、火災への初期対応の不備など、多くの深刻な課題を内包している。

また、新法の規定によっては、既存宿泊施設と民泊施設の間に公正な競争条件が保たれなくなり、地域における経済活動や雇用の場の混乱・疲弊を招きかねない。

地域においては、安心・安全や共存と共栄のため、それぞれの地域の実情に則したルールを地域住民と地方自治体が構築しており、民泊についても、地域住民のニーズや実態を踏まえ、地方自治体らがその運用について大きな部分で主体的にかかわっていくべき問題と考える。

よって国においては、新法の制定に当たって、次の事項に留意されるよう、強く要望する。

記

- 1 宿泊者の安心・安全の確保、近隣住民の住環境の保全、感染症対策、犯罪やテロ等の未然防止等を大前提とし、仲介業者等に対する適切な規制、既存の宿泊業者との公正な競争の確保策を組み入れた法制度とすること
- 2 地方自治体の民泊施設の家主・民泊施設管理者・仲介業者等に対する検査、指導監督権限等を明確に規定すること
- 3 地域の実情に応じた民泊の年間提供日数の設定や衛生管理措置、外部不経済への対応措置などへの調査、指導、改善命令、業務停止、不正行為への罰則等について、条例等で規定の整備が可能となるよう、地方自治体の関与について、明確に規定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）、国家公安委員会委員長 宛]